

第十三回 参議院内閣委員会會議録第二十八号

(八四五)

昭和二十七年五月二十三日(金曜日)午後二時二十七分開会

委員の異動

五月二十三日委員山花秀雄君及び赤松常子君辭任につき、その補欠として和田博雄君及び波多野君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
委員 中川 幸平君
楠見 義男君
竹下 豐次君
波多野 鼎君
栗栖 越夫君
三好 始君
松原 一彦君

政府委員

總理府恩給局長 三橋 則雄君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
会専門員 藤田 友作君

法制局側

法制局長 奥野 健一君

本日の會議に付した事件

○恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案を議題といたします。本件に關しまして法律上の、この恩給法に

ついで法律上の問題があるものでありますから、本日は特に先ほど法制局長の奥野君の御出席を求めおきましたから委員諸君からこの際御質疑がありましますらば御発言を願います。

○竹下豐次君 この問題につきましては局長もすでに一通りのことは御承知のことだと存じますので、余りくどくどしい言葉は述べませんが、簡単に申し上げますならば、この旧軍人軍属が恩給について既得権を持つておるのであるから、或いは一時停止し、支給が停止される、足踏みをしておるのではなくして、もう根本的に恩給権というものを消滅しておるのであるか、これはささされておるのであるか、これはまあ大きな議論になつておるのであります。つきましてはボラ司令の六十八号とそれから恩給法との関係、どういふ法律解釈になるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。なお、ほかの委員の諸君からもう御質問があるだらうと思つておりますが、私とりあえずそれだけお尋ねしたいと思ひます。

○法制局長(奥野健一君) お答えいたします。恩給法の特例に関する件の第一條によりますと、軍人軍属の恩給はこれを給せず、ということになつております。この給せずというのとはどういふ意味であるかというところが問題になつておるよう思つております。給せずというのとは支給を停止するといふやうな意味であるか、或いは権利がないかといふやうな意味であるかといふことであります。恩給法全体の立て

方から見ますと恩給を給せず、という用語、これは恩給法の第四十六條であります。第五十二條に用いておるやうであります。これは単に支給を停止するといふのではなく、やはり制度的にやらない恩給はやらぬといふのであつたものであれば、やがて制度的に恩給を支給しないといふ意味の用に用いておると考えます。それでありますから一応この昭和二十一年勅令第六十八号によりますと、軍人軍属の恩給といふのはこの勅令において定められておるといふふうに一応解釈せざるを得ないのでないか。単に恩給権自体があつてその支給を停止するといふふうにと規定しておるものと考へられたいと思ひます。ただ併しなごらなれたいのは、他の普通の場合と非常に違ひまして、最高司令官のデレクティブに基いてこ

ういふ恩給の特例に関する勅令を出して、軍人軍属の恩給をやめておられますが、この場合に根本になる恩給法それ自体については何ら手をつけておりません。恩給法をそのまゝにおいて特別法として軍人軍属の恩給を支給しないといふ勅令を出しておるのであります。そして、もとの恩給法には全然手をつけておりません。尤もその後昭和二十一年九月三十日の改正におきまして、

恩給法の中から軍人軍属といふやうな新憲法に基いてやらないものがあつたから、軍人軍属といふ文字を全部削除してしまつて、ただその附則の第二條におきまして従来の規定による公務員又は公務員に準ずべきものにつ

いてはなお従前の例による言いかえですと従来の軍人軍属の恩給についてはなお従前の例によるものと同じことを規定しておるのであります。従ひまして恩給法では言いかえれば若し軍人軍属の恩給は従来通りという規定があるのと同一状態になつております。言い換へますればこの勅令によりまして一応軍人軍属の恩給をやめておりましたが、これはどうも問題であります。基本法と恩給法には旧軍人軍属の恩給は従来通りという規定があるのと同一やうな状態になつております。そこで今この特別法であるボツダム政令をやめてしまひますと、普通でありましてやめた法律を廃止してもやめた効果はもとに戻らないのであります。この場合は特別法であるこの勅令を廃止してしまひますと、基本法である恩給法だけが残つて、その基本法である恩給法を見ますと旧軍人軍属の恩給は従前の例によるものになつて参ります。結局旧軍人軍属の恩給が従前通りであるといふことになりまして、結局はそのボツ勅令のある間だけが軍人軍属の恩給をやめて、それが廃止するといふと、もと／＼通り恩給法基本法によりまして軍人軍属の恩給が復活するといふのと同一結果になるものと考へます。言い換へれば、結局この勅令によりまして、直接恩給法自体を改正しないで、それをそのまゝにしておいて、ただ特別によつて一般的に給せずといふことにしておるの、付度いたしますのに、終戦に伴う特殊事情の

存するところである。一時その軍人恩給の制度を存在しないものといふふうに取り扱つて、恐らくはこの適當の時期におきまして、この勅令を廃止することによつて軍人軍属の恩給を復活させる含みの下に、特に右のやうな方法に出たのではないかとこのように解釈するのが適當であると思ひます。言い換へればその特別に関する勅令によつて恩給法の軍人恩給制度が眠らされておるといふふうに結果的に見ると解釈されるのではないかと。従ひましてこの恩給法の特例に関する勅令をただ廃止してしまひますと、軍人軍属の恩給が復活する、將來に向つて復活するといふことになりまして、やはり第二條のやうな規定を置かないと、直ちに復活するといふことにならぬと思ひます。そこで第二段の問題として、然らば第二條のやうに一年間更に軍人軍属の恩給を結果的に眠らされるやうな措置をとるといふことが、恩給を受ける権利である憲法上財産権の侵害になるのではないかと。併し第二條はなつて参ると思ひます。併し第二條は軍人軍属の恩給を永久に眠らさせてしまふのだといふのではなくて、一年間

なお今までの状態を復活せしめないうち、その間に適當な処置を講ずる、その結果はまあ一年前に遡つて支給するやうになるか、或いは金額の点はどういふふうになるか、或いは少くとも従来の恩給の金額を下廻るといふやうなことがなければ、或いは憲法上財産権の侵害といふことも形式

第一節 内閣委員会會議録第二十八号 昭和二十七年五月二十三日【参議院】

的ではないということも考えられる。

結局その間における恩給法特別審議会等の決定に基いて、将来措置されるであらうところの結果によつて、まあその判断をすべきで、ただこの際一年間その状態を続けるということが直ちに憲法違反という問題にはならぬ。

○竹下登次君 その特例法がなくなつた場合には、恩給法が生きて行くという御説明、そこが二様に解釈されるだらうと思つておられますが、そういう考へ方ですと、一つの場合には当然権利が復活するといふように考へれば、従来の恩給権を請求する権利が旧軍人にあるのだ、こういうふうに考へられませんか、もう一つは新たに又国家が付与するといふことをきめたときに、それから恩給の請求権ができるのだといふふうな解釈ができるかと思ひます、その先のほうじやないかといふように私などは考へておるのですが、その点は如何ですか。

○法制局長(奥野健一君) 恩給法の特例に関する件といふこの勅令を廃止し放しにいたしますと、恩給法で従前の例によつて当然復活して行くのではないかと思ひます。

○竹下登次君 もう一つ仮にこの恩給特例の審議会といふものができてそこ

できまして、然る後に恩給を幾ら支給するかといふことが、受け得るのかといふことがきまつたといふ場合に減額されるかがあるといふことも予想されるわけですが、そういうことになりましても、それは仮定でありまして、そういうことにお尋ねするのですが、それが公共の性質を有するもので止むを得ず減額したのだといふような理由でも立たない限り憲法違反であるといふふうな疑いがあるのでしょうか。

○法制局長(奥野健一君) 非常に形式的に論じますと、従来の恩給の金額といふのは非常に安いように考へますので、それをさへ下廻るような結果になると思ひます。或いはスライドの問題はどの程度になるかといふことは、問題は別でありまして、従来の恩給金額を下廻るということはありませんから、結果的に申しますと、従来の財産権を侵害するといふ結果はないと思ひますけれども、まあ従来の恩給よりも低いけれども、若し定められることがありまして、若しそれが国家財政との関係でどうしたつてそうならざるを得ないのだといふことでありますれば、財産権といふものはすべて公共の福祉に適合したように法律で定めなければならぬ。

○竹下登次君 文官恩給につきましては、貨幣価値の下落によりまして、恩給額もスライドしたことはよく承知しておりますが、仮にこれが復活する、旧軍人軍属が復活するといふした場合には、そのスライドの問題はどういうふうになつて行くのか、その点御説明願ひます。その点は後からお願ひいたします。もう一つお尋ねいたしますが、大体見当がつきましたけれども、一年間延ばされるがために、一年間本に当にブランクになつて、その間は支給されないのだといふことになりましたらば、やはり既得権の侵害といふ問題が起つて来るのじやないかという感じがいたしますが、その点は如何でございますか。

○法制局長(奥野健一君) それは將來どういふふうな恩給法特別審議会と、その他政府によつてきめられる考へ、ちよつと恐らくまあ適度とせしめるといふようなことであれば、問題はありませんが、若しそういうことではないといふことになれば、やはりそこによほど公共の福祉止むを得ないといふ事情と、その他憲法に抵触しないといふような措置をとられる必要があるのではないかと思ひます。

○竹下登次君 スライドの問題はどうなるのか、あとで局長にその御質問がすんだあとにしますが……。

○委員(河井彌八君) この問題について御質問があれば……。

○補見義男君 今竹下さんと奥野法制局長との質疑の模様を聞いておりました、大体了承したものでありますが、なお観念を整理するために重複するようでありまして、もう一つ念のために伺つておきたいのでありますが、それはいろいろ先般三橋恩給局長の御説明を

伺ひ、それから又本日の答弁を伺つて大体同じようなことを言つておられるように思ふのですが、ただそのお話を御答弁の中に実はほんやりした言葉が、誤解を生ずるような言葉があるもので、それに関連してお伺ひするのがあります。それは誤解を生ずる處れがあると思ひますのは、例えば旧軍人の恩給が復元するといふような言葉が使われたり、或いは只今も振つておるというふうな言葉が使われたり、或いは又ペールがかぶされておるといふような言葉が使われておるといふ言葉が使われておるといふ言葉が、その恩給基本権並びにその基本権に基いた請給権が一時停止されておるといふようなふりにとられるのであります。私は先日三橋恩給局長の御答弁の結果こういふふうな、了承をしておつたんですが、それが間違ひであるかどうかお尋ねするのであります。三橋局長の答弁で了承したところによりますと、従来の旧軍人の普通恩給について申しますと、普通恩給の恩給権といふものは、請求権のみならず基本権も消滅しておつたものである。消滅させられたのだ。そこでそのことは、丁度現在の恩給法の、先ほど引例せられました、例えば四十六條とか或いは五十二條とか、こういうところで恩給を給せずといふ言葉が使われておりますが、これは恩給権についての基本権を承しておらない、請求権も従つて承しておらない。従つて未裁定、裁定せられざる状態における規定であると解釈するのであります。丁度この五十二條と同じような状態にあるボツダム政令によつて侵された、そういう状態に置かれた。従つてその眠つておつた

とか、或いはペールをかぶつておつたといふのではなしに、全く恩給権が消失しておらないと同じような状態に置かれて、そこでボツダム政令が効力を失うときに初めて新らしい、全く新しいこの恩給基本権、従つて又それに伴う請求権が恩給法の第一條によつて生ずるので、こういうふうな理解をしておつたのであります。その点はどうでしようか。

○法制局長(奥野健一君) 御説の通り、結局このボツダムによりまして軍人恩給については、その基本権そのものが制度的に存在しないといふふうな言葉が用ゐられておつたのであります。それがなくなればといふことになつて、その間が丁度眠るようになつて、先ほどの言葉を違ひをいたしたのであります。その間におきましては軍人恩給といふ基本権そのものが制度的に存在しないといふ状態でありまして、これは法律論であると同時に又常識論のような質問を申上げて大要恐縮なんです、ボツダム政令で以て財産権を侵害したといふことになるわけなんです、併しこのボツダム政令は、実は政治的に申しても占領行政でありますから、憲法以上の取扱ひがされることについては何人も異存がないやうなふうになされておるのであります。ところがその平和條約効力が発生した後に、おいて、もはや占領行政がなくなつた場合に、引續いてその法律を延ばすといふこと自体が憲法違反になるかならないか。特に一般的には善後措置の關係で、例えば六カ月なら六カ月といふふうにしておるのに、殊更それとかけ離れた取扱ひをすることが第二段とし

て憲法違反になるかならないか、この点は如何でしょうか。

○法制局長(奥野健一君) 御説のように、占領軍の要求によつてやる場合に、いわゆるボ勒或いはボ政等によつてやる場合は、超憲法的なものと考へておられますが、これは何人も一応是認されておるのでありますが、現在におきましてはその状態をそのまま継続して行くということになりますと、いわゆる超憲法的な力というものはなくなつて、全く本来の日本憲法に照らして憲法違反であるかどうかということをお判断しなければならぬことになると思ひます。従ひまして、若しボ勒による事態において、超憲法的で憲法を無視することができても、それを継続するといふのは、日本憲法によつてこれを検討すべきものであるといふふうに考へます。ただこの際、直接平和條約との関係におきまして、平和條約の第十九條のDというのによりまして、占領軍がやつた行為或いは占領軍の指令に基いて日本当局がやつた行為は、すべて承認するということになつておるので、まあ、恩給を剥奪すること恩給を剥奪しろといつたようなことによつてやつた過去の問題は勿論承認するものでありますが、その承認する状態を続けるということが條約第十九條に則つて来るのであるかどうかということがやや疑問として残るのではないかと思ひますが、一般的に考へまして講和後の日本におきましては、若しボ政令、ボ勒のように超憲法的なものはないのでありますから、そのすべての法的措置は憲法に合致するかどうかということのみによつて判断すべきではないかといふふうに考へます。

○栗栖越夫君 ちよつと今の停止とかその他とかいふ言葉がありましたけれども、このボ勒が効力を失いましたときには、恩給法が生きて来る。こういうような結果になることは私も想像されます。その場合においてそうすると恩給法は過去まで遡つて作用するかどうかということをお尋ねしたいと思ひます。

○法制局長(奥野健一君) 過去まで遡るといふことはないと考へます。

○栗栖越夫君 そうすると遡及はないといふことになりますか。

○法制局長(奥野健一君) ないと考へます。

○竹下登次君 恩給局長に先ほどお尋ねいたしました。スライドの問題を御説明願ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 竹下委員のお尋ねは、結局恩給法の特例が失効いたしまして恩給法の規定によつて、例えば軍人の普通恩給について言いますならば、軍人が普通恩給法を給せられるというところになる場合にはその給せられる普通恩給は軍人恩給を隔せられた当時における恩給金額の恩給を給せられることになるのか、或いは又文官並みの恩給金額、いわゆる一般公務員の俸給の支給水準の引上げられたために伴ひまして、恩給が増額されたに等しいというお尋ねであるかと、こゝろ思ひます。

○竹下登次君 そうです。

○政府委員(三橋則雄君) これにつきましてもいろいろと御議論あるかと思ひますが、私たちのところではいろいろ検討いたしましたその検討の結果によ

りますれば、軍人恩給が廃止せられ

ましたその当時の恩給金額の普通恩給を取得するのであつて、一口で、申しますならば、今の文官並みの恩給支給水準に引上げられた年額の普通恩給を給せられますためには、特別な立法的な措置を要するのではなからうか、こゝろいうふうにお考へておるのでござい

ます。すでに御承知のことと思ひますが、昨年又その前に追放の解除者には恩給が給せられることになつたのでござい

ますが、その場合にも恩給を給せられる普通恩給につきましては、その解除せられたときに受けておる文官の普通恩給の支給水準程度の恩給を支給しますがために、特別に法令にはつきり書いておるような事情でござい

ます。軍人の普通恩給を給せられるような措置がとられる場合におきましては、文官並みの水準の恩給を支給せられるためには、やはり法令的に措置が必要であらう、こゝろいうふうに考へてお

ります。

○補見義男君 これは少しデリケートです。速記から削つて頂いて、私は法制局長に伺ひたいのですが、ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめて。

午後三時零分速記中止

午後三時四十分速記開始

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

て。

○松原一彦君 戦争犯罪人を国内犯罪人と同一視するかどうかということでありますが、その点について。

○法制局長(奥野健一君) その問題は一応考へてありますが、なお研究の上

お答えすることにいたします。

○三好始君 そうしますと、局長にわ

かりやすく條文について御説明願ひたいと思ひますが、今提案されておる法律案の附則第二項によりまして、こゝろ

と、「この法律施行の際改正前の恩給法の特例に関する件第八條第一項又は第二項の規定により恩給を受ける資格又は権利を失つておる者については、

なお従前の例による」と言つて権利の喪失が続くような規定があるわけ

です。そこで第八條第一項又は第二項という規定を見ますと、第一項には「公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者又ハ此等ノ者ノ遺族連合會最高司令官ニ依リ抑留又ハ逮捕セラレ有罪ノ判決確定シタルトキハ抑留又ハ逮捕ノ時ヨリ恩給ヲ受クルノ資格又ハ權利ヲ失フ」

それから第二項には「公務員又ハ公務員ニ準ズベキ者連合會最高司令官ノ命令ニ基キ退職シタルトキハ恩給ヲ受クルノ資格又ハ權利ヲ失フ」こゝろいつた

ようになつておるのですが、なお更に第一條の本文には、今提出され

ておる法律案の第一條本文には第七條及び第八條削除となつておつて、附則の第二項として又こゝろいうのが出て

るわけなんです、如何ですか。

○法制局長(奥野健一君) 第八條の關係から申しますと、この附則の二項で

なお従前の例によるというので、失権した状態が続くということにならうと思

うのであります。これは或いはこの二項というものはもうすでに個々の裁判の処分によつて失権したのでありま

すから、こゝろいう二項がなくとも当然復活するといふことはないのではないかと考へますが、恐らくこれは念のため規定としてなお従前の例によると

いふふうに規定しておるのではない

か、いずれにしても個々の処分によつて失権した者はやはり失権のままにな

る。ただ八條の二項にどういふものが該当するかといふことはなお研究しな

なければならぬと考へますが、八條だけの解釈としてはそうならうと思ふのであ

ります。

○三好始君 それでは松原さんが最初質問されたものをもう一度繰返しては

つきりした根拠に基いてお尋ねいたしますといふと、平和條約第十一條に基

きまして、すでに恩給の指定を受けておつた恩給受給者の人員は実はここに掲げるのを落したのでありますが、大まかに申しまして、大体推定でございしますが、実際に近いものと御了承願つて差支えないのであります。普通恩給の受給者で六十九万五千、それから増加恩給で五万五千、それから傷病年金受給者で六万九千、それから公務扶助料と普通扶助料の受給者を合しまして五十四万九千、総計いたしました百三十六万八千八人の人員があつたのでございします。昭和二十一年二月一日に軍人恩給が廃止せられたときを以てしまして、そのときに恩給法の規定によりまして、年金恩給の権利を取得しておる者と認められずる人員をいろいろと復員局のほうに御調査を依頼いたしまして調査してもらひまして、その結果に基づきまして、私のほうで推計をいたしましてそうして今申し上げました廃止当時におきますすでに恩給の裁定を受けたおつた人員と合しましたものが、ここに掲げております人員の人数であります。それから金額でございします。軍人恩給廃止当時の支給水準による場合というのがございしますが、これをどうしてこういふような数を推計いたしましたかということと、これは私たちの推測が違つておるかも知れませんが、いろいろの点から推計いたしました。先ずこれで間違ひはないだろう、狂つたといつたとしても、そう大きな狂ひはなかつたといふことをいふ、統計からきめましたのでございします。普通恩給はその当時におきます受給者の軍曹の年金恩給の金額を単価にとりまして、そうして

この人員に掛けて算出したものであります。それから増加恩給につきましては、兵の、大まかに申し上げますと、増加恩給は大体兵長のところで、戦闘行為、戦争に行つて第六項症のところでおむね金額をとつております。傷病年金につきましては、やはり兵長のところで戦争に行つて怪我をしたものの第三項症と第四項症との間のところの金額を推計いたしました。それを単価として弾き出してあります。公務扶助料の金額といたしましては、軍曹と伍長の中間のところをとつておきます。普通の扶助料は、これは普通の軍曹のところをとつて弾き出したものであります。一般文官の恩給改定の場合の例に準じて現在の支給水準に引直した場合の金額の推計は、これは仮定俸給を一万円ベース、現在の我々の公務員のもらつておる金額でございしますが、この程度まで引上げようといつたしまして算出したものでございします。それから公務扶助料の金額の中には、加給金額を含めてあります。家族加給といふ金額を含めてあります。それから次の裏のほうの二表のところでございますが、二表のところは最初に書いておりますごとくに、軍人恩給の廃止後今日まで六年間の間にございまして或いは死んだ人もあるでございし、或いは死亡以外の理由で以て権利をなくした人もあると思ひますが、そうしたことを以外の人を集計いたしました。その集計したものを除いて、そうしてこれの人員を出したのでございします。その失権の率はどういふ割合で出しかと申しますと、大体一年間に三分の六の割合で出しております。即ち六か年間にわたつて一割八分

ほど殖えております。それから普通恩給と普通扶助料につきましては、実際の在職年で恩給の在職年数を計算いたしました場合に、普通恩給の又普通扶助料の権利を取得するものだけを集計いたしました。掲げた人員でございします。金額につきましては、普通恩給のほうは第一表と同じような取扱ひをすることもどうかと思ひますので、これは少し単価を上げておきます。それからこの普通恩給の受給者は、全部を推定いたしますと、五百十八万四千八人となつておりますが、その表に掲げておりますように、五百十八万四千八人となつておりますが、そうして実際の在職年だけで恩給年金の普通恩給に関するものだけについて考え見ますと、二割に達しないところの数字になつておりますが、これが果して適当かどうかといふことを一応検討いたしました。ために又別な統計を取つて見たのであります。それはお手許に差上げてあります。軍人普通恩給受給者年令別調といふ紙がございします。それを御覧頂きますと、これはどうした調べかと申しますと、先ほど申し上げました昭和二十一年の二月一日に軍人恩給が廃止された当時におきまして、恩給局で恩給証書を渡しております普通恩給受給者六十九万五千八人となつております。この調べは備考のところで書いてありますように、実在職年のみで恩給年限に達する人はどのくらいかといふことを調査いたしました。その調査いたしました結果、恩給年限に達する人は計のところにありますように、六万四千八人くらいであります。それで年令別は大體こういふようになっておる

のであります。ただここで考えなければいけないものが二つあります。それは昭和二十一年二月一日のときに調べましたのでございしますが、今日までで調べました人員の中には死亡その他によつて失権されるかたも相当あるのじやないかといふことが一つ、それから戦争中から戦後まではその調査は出ておりません。従つて先ほど申し上げました六十九万五千と申します数字の中にも実際には恩給権のない人もかなりあるのじやないか、そういううなことを考えますと、この六万四千といふ数字も実際は非常に下廻ることになるのじやなからうか、このうふうに想像いたしておるのでございします。で大体一割六十九万五千八、これはこの受給者の中の六万五千八、これは一割以下になるのでございしますが、そういうところから推定いたしました。この軍人恩給廃止当時における恩給権者が五百十八万四千である。そしてそれを第二表のように調査いたしました。八万八千と推定いたしました。そして、八万八千といふ数字のじやないか、そういううな数字もいたしておるのであります。実はこの調査は昨年の秋復員局に非常な努力をしてもらつて調査してもらつたのでございしますが、その際には全国的な調査ができなかつたのでございします。急ぎました関係もございしましたし、いろいろな事情からいたしまして全部の調査はできておりませんでした。海軍のほうは全部に亘つて調査いたしました。陸軍の關係につきましては全部の調査ではございせんのでした。併し又海軍のほうもいろいろと検討をもう一べんしてみたらどうかといふようなことも考えましたので

で、実はその後調査を若干いたしました。で、今年の四月から又本格的な最後の調査をいたしました。実は五月の十七日で全部の推計が集つておりました。それを整理いたしております。整理しておりますが、私が中間的に何つたところでは今までのこの八万八千のこの推定でございしますが、これと大体において違ひはない、こういううなことを報告でき得るのでございします。それから次の各年に失権した軍人年金恩給の種類別人員の失権調べでございしますけれども、これは毎年々々その年の恩給受給者の総数を土台とした基準総数に対してその年に恩給権を失つた処置をしたものの割合を現わしたものであります。大体それだけでございします。○委員長(河井彌八郎) 何か御質疑ありませんか。○波多野剛君 第一表の普通恩給受給者の数と第二表のこの普通恩給受給者の数で、これは御説明を聞いてもちつともわからないのだが、どうしてこんな開きがあるのですか。第一表では五百十八万八千、普通恩給受給者が五百十八万八千、第二表では八万八千、こんなふうな開きに……○政府委員(三橋則雄君) 第一表は、軍人恩給は廃止後現在までの失権を想定しない場合の数でございします。それから第二表は失権を想定しこれを控除しましてそれから括弧の中に示しておりますが、ごときこの実際の在職年だけで恩給年限に達するものを土台として基準として考えておるわけですが、但し軍人の普通恩給について申し上げますと、加算年といふのがございまして一年戦地に参りまして四年で

計算されるわけでございます。そういうような計算をいたしまして、そうして普通恩給の年限に達しておりますものの権利者を想定いたしますという、第一表のごとくになるわけでござい

ます。それから実際に在職した、即ち戦地に一年行つた者につきましては一年として計算しない、こういうふうに計算して行きますという権利者が非常に少なくなつて来ます。そればかりでなく今度は昭和二十一年の二月一日から今日まで六十年間におきまして年三分の割合で権利を失つたものを想定いたしました。これを控除いたしますと、なお一その数が少くなる、そういうふうな考へております。

○波多野鼎君　そうするとこの表の作り方は、第一表では今お話になつた加算といふものを含めての人数ですね。

○政府委員(三橋則雄君)　そうでございます。

○波多野鼎君　この二表では加算といふものは抜いてしまつておる。死んだ者も控除してある。そうしますと大体加算といふことはまあ考えないという考へ方でこれはお出しになつたのでございませうか。

○政府委員(三橋則雄君)　実は年齢に關しまする調べを求められたのでございませうが、実際の年齢に關する調べは恩給局です。年齢の調べは、これはできるわけなんです。それはこの表で全部恩給受給者に關しまするこの年齢の調査といふことは、何百万というののございまして、実際は不可能なものでございませう。そこでこの全部に亘つての調査はできておりません。年齢の調査といふことを主体にして加算を除いた場合の一応の推定をいたしまし

て、これを抜きにして作つたのでございませう。

○波多野鼎君　加算といふものを入れた場合、この六年間に、死亡その他の理由で失権した人を差引いた場合加算を入れて失権した人は差引く、こういうふうな計算も次の機会までに出して頂きたい。

○政府委員(三橋則雄君)　それは大体今申し上げる通りに失権のことをどういう工合に見るかということでございます。失権率によつておわかりのやうに、いろ／＼と時によつて違ひがございませう。まあ私は年三分のあれでみていいじやなかろうか、こう思つております。従つて今の考へでございませうが、大体三分までに差引まして計算しますとすぐできますので、そうしたらすぐいたします。

○波多野鼎君　次の機会までに出して頂きたい。それから第一表の金額ですね。軍人恩給廃止当時の支給水準による場合の金額が二十四億ですかね。二十四億でありますね。この金額はこの一年間の金額ですか。

○政府委員(三橋則雄君)　さやうでございませう。

○波多野鼎君　一年ですか……。それからこの恩給水準を引上げた場合は二千三十一億ですか。これもやはり一年間についてですか。

○政府委員(三橋則雄君)　さやうでございませう。

○波多野鼎君　それからもう一つ、第二表のほうの受給資格の者が大体合計して百四十四万人ですね。普通恩給以下みな合すると百四十四万で七百十六億ですか。こういう今あなたのおつ

しやつてゐるやうに加算を入れないで、加算といふことは全然考えないで、本當の在職年限、歴年によつてのみ計算して行つて七百十六億、これだけ要するのですか。

○政府委員(三橋則雄君)　さやうでございませう。それはこの表を御覧頂きますと大体御想像がつき得ると思ひます。が、公務扶助料の戦死者でございませう。大まかに申しまして、戦死者ばかりと申ししても差支えないと思ひますが、百三十万人でございませう。この百三十万人の公務扶助料受給者の金額が圧倒的に多いことになるわけでございます。そのパーセンテージから申しますと、大まかに申しまして、恐らく公務扶助料の金額が九〇%以上を占めておるのじやないか、こういうふうな思つております。

○波多野鼎君　もう一つこの恩給を……今法律がどうなつてゐるか私まだよく研究してありませんが、支給することになると二十一年停止したときに遡るのですか。そういう趣旨なんですか。法律は……それとも今後やるというのですか。遡つて支給するということになるのですか。

○政府委員(三橋則雄君)　二十一年の二月一日まで遡及いたしました。二十一年の二月一日から今日までのものも引つくるめまして支払ひするやうな、そういうやうなことは今のところ考へておりません。

○波多野鼎君　権利としては遡及するわけですか、どうなんですか。

○政府委員(三橋則雄君)　遡及するといふやうなことは考へておりません。

○波多野鼎君　それからもう一つ、この公務扶助料ですね、これがまあ大体

六百三十五億になつておりますが、これの支払いといふやうな方法はどんなやうにやるかといふことも考へていないのですか。例えば公務扶助料を一年にやるとか、或いは十年間に分割して渡すとかいつたやうなことは考へておらないのですか。

○政府委員(三橋則雄君)　恩給を支給するといふことは、給するといふことがきまりまして、そうしていよいよ恩給を給する場合において、給するのは一体どういふやうに給するかといふやうな具體的な問題についてのお尋ねと思ひます。が、今それをはずりどういふことは政府はきめておらないのであります。今度設けられることになつております恩給特別審議會におきまして審議をお願いすることに相成ろうかと思つております。

○波多野鼎君　これは予算の問題と非常にからまつて来ますから、これを一時にやるといふことになるは大変なんじやないかと思ひますが、そういう点、法律を提案される場合に考へておられたのじやないですか。大体の目安は、どんなやうにして渡すかといふことは……。

○政府委員(三橋則雄君)　法律案といひましては、この昭和二十八年年度の三月三十一日までには現在のやうに恩給を給しない状態を継続するといふことと法律案は出てゐるわけですね。昭和二十八年の四月一日以後においてどういふやうな措置をするかといふことにつきましては、これはいろいろ問題があるだらうかと思ひます。従つてそういうやうな問題につきまして、恩給法特別審議會において審議をして頂いて、その結論に基きまして、合理的な

結論を出して頂いて、その結論に基いて処置をして行かうといふことになつておるのであります。今お尋ねのやうなことにつきまして具體的にどういふやうなことはまだきめておりません。

○波多野鼎君　二十八年年度予算の編成の場合に一番問題になると思ひますね、当然……。

○委員長(河井彌八君)　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君)　速記を始め

それでは恩給法の特例に關する件の措置に關する法律案につきましては、本日はこの程度にとどめておきます。次に建設省設置法の一部改正案、文部省設置法の一部改正案、この両案を審議するはずでありましたが、本日はこの程度で散會いたします。

午後四時二十九分散會

昭和二十七年七月二十九日印刷

昭和二十七年七月三十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所